

大阪地裁総第1611号

令和3年12月23日

山中理司様

大阪地方裁判所長 中本敏嗣



司法行政文書不開示通知書

11月12日付け（同月15日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

弁護人が裁判所で刑事記録を謄写する際、インターネットに直接接続可能なスマートフォン・タブレット等の撮影機能を使用しての撮影を遠慮してもらうことになっていることが分かる大阪地裁の文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（担当） 総務課 電話06（6363）1281（内線4122）